

島根県と取引のある事業者の皆様へ（お知らせ）

1 島根県から事業者の皆様をお願いしたい事項

- 県との契約に関して作成される見積書、納品書、請求書等の書類には、必ず、自ら日付を記入してください。（※日付の記載がないままで提出された場合には、皆様に日付を記載してもらうようにしていますので、ご協力をお願いします。）
- 上記の見積書、納品書、請求書等の書類を県に郵送されるときは、書類作成後、できるだけ早く県に到達するようご配慮ください。

見積書及び請求書の押印省略
ができるようになりました。

2 請求書の提出にあたってご注意いただきたい事項

- 請求金額及び請求内容を明記のうえ「請求する」旨の意思表示をしてください。
- 請求年月日を記入してください。
- 宛名を記載してください。
（※本庁との取引の場合は「島根県知事」あて、本庁以外の地方機関との取引の場合は当該「地方機関の長」あてとしてください。）
- 住所、法人名及び代表者の職、氏名を記載してください。
（※個人の場合には、住所・氏名を記載してください。）

【請求書の記載例】

請 求 書						
本庁との取引の場合 島根県知事 様 〇〇〇事務所長			令和3年10月1日 (株) ◇◇◇◇◇◇ 代表取締役 ○○ ○○ 松江市□□□1丁目1番1号 担当者：○○課 △△ △△ TEL 0000-00-0000 FAX 0000-00-0000			
地方機関との取引の場合			(注意事項)			
下記のとおり請求します。						
合計金額（消費税等を含む）		¥1,640	内消費税額		¥140	
日付	品名	規格	数量	単位	単価（円）	金額（円）
10/1	☆☆☆	▲▲▲-▲▲	50	個	20	1,000
10/1	★★★（食料品）※	△△△-△△	1	袋	500	500
振込先 ○○銀行○○支店 普通預金○○○○○○○ 口座名義△△△						
※ 軽減税率対象		(10%対象)	¥1,000	消費税	¥100)	
		(8%対象)	¥500	消費税	¥40)	

(注意事項) - 押印を省略する場合 -

- ・押印を省略される場合は、電話等で内容を確認させて頂く場合がありますので、できるだけ担当者氏名及び連絡先を記入してください。
- ・押印を省略した請求書、見積書は、電子メールでも提出いただけます。（ただしPDF形式のファイルに限ります）

※ 裏面もお読みください

契約を締結する際の県（発注者）側の制約について

県は事業を執行するうえで様々な契約を締結しますが、物品購入や業務委託のような民間企業と締結する契約は、県が発注者であっても、民間企業同士の契約と同様「契約の自由」を原則とする私法上の契約です。

しかしながら、契約の一方の当事者である県は、県民の皆様からお預かりした税金を財源に事業を実施しますので、契約の締結には地方自治法等関係法令に基づく、契約の公正を期すための各種制約があります。

～ 検査の実施時期・契約代金の支払時期に制約があります ～

1 検査の実施時期

契約代金を支払う前に、契約で約定したとおりの履行がなされたかを確認する「検査」を実施することは、県も民間企業と同様ですが、この検査を実施する時期について、県は、法令上の制約を受けています。

具体的には、契約の種類に応じ、契約の相手方から履行が完了したことの通知を受けた日から何日以内と規定されており、例えば工事の請負であれば「14日以内」とされています。さらに、契約書で検査の実施時期を定めていないときや契約書を作成しないときは、「10日以内と定めたもの」とみなす規定になっています。

皆様から提出していただく、物品購入の場合の「納品書」、工事請負の場合の「工事完成通知書」、業務委託の場合の「委託業務完了報告書」等は、すべて履行完了の通知日を確定させるためのものでもあり、その日付によって県が検査を実施する時期も確定するという意味で、日付は大変重要なものです。

2 契約代金の支払時期

契約代金の支払時期についても、（検査完了後）適正な支払請求を受けた日から何日以内と規定されており、契約でこれを延長することはできません。また、契約書で支払期限を定めないときや契約書を作成しないときは、「15日以内と定めたもの」とみなされます。

皆様から提出していただく請求書の日付も、県の支払期限を確定するという意味で重要なものであることは、納品書等の日付と変わりありません。

3 島根県における契約の種類別 検査の時期及び支払の時期

区分	契約の種類	検査の時期	支払いの時期
契約書あり (※)	工事	履行完了通知を受けた日から14日以内（ただし年度内）	適法な支払請求を受けた日から40日以内
	物品購入・業務委託等 その他の契約	履行完了通知を受けた日から10日以内（ただし年度内）	適法な支払請求を受けた日から30日以内
契約書なし	各契約に共通		適法な支払請求をした日から15日以内

※ 書面や電磁的記録により、検査の時期や支払の時期を定めている場合を含みます。

根拠法令

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」

【問い合わせ先】

出納局審査指導課 0852-22-5343、5334